

甲府市告示第 4 0 号

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 2 月 3 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 一般競争入札に付する事項

（1）貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：甲府市役所西庁舎

所在地：甲府市宝二丁目 8 番 1 9 号

貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
西庁舎 1 階玄関ホール（外側）	2 . 4 2 m ²	1 台	屋外設置

（2）予定価格 公表しない。

（3）貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）まで

（4）用途 自動販売機の設置及び運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

（1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。また、法人にあっては、その役員が暴力団員ではないこと。

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 法人にあつては、山梨県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては、山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理及び運営に3年以上の実績を有し、かつ、現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店、支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和7年2月3日（月）から令和7年2月19日（水）まで（この期間内の市の休日を除く。） 午前9時から午後5時まで

(2) 配付場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎5階）

甲府市丸の内一丁目18番1号

電話番号055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りではない。

4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和7年2月4日（火）から令和7年2月20日（木）まで（この期間内の市の休日を除く。） 午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市総務部契約管財室管財課（甲府市役所本庁舎 5 階）

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7 年 3 月 1 2 日（水）午前 1 1 時 1 5 分から

(2) 場所

甲府市役所本庁舎 6 階 大会議室

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の 1 0 0 分の 1 0 の額を納付しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和 5 0 年規則第 6 6 号）第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の

間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

（３）契約書作成の要否 要

（４）説明会 行わない。

（５）その他 詳細は、募集要項及び仕様書による。